

令和7年度 第1回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：令和8年3月16日（月） 午前9時00分～午前11時00分

開催場所：豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

出席委員：嶋田 喜昭 石川 良文 野澤 英希 山岡 俊一
吉村 晶子 河木 照雄 杉浦 俊雄 近藤 厚司
都築 清之 中村 孝浩 中村 竹夫
岡本 重之（木村 紀夫 代理） 栗田 雅貴 佐藤 弘
石川 敏彦 杉山 新治

以上 16名

事務局出席者：都市整備部 加藤部長、角谷副部長
都市計画課 木戸間課長

議事等：付議事項 豊田都市計画生産緑地地区の変更について
報告事項 豊田市土地利用関連計画の改定状況について

（開会時間 午前9時00分）

開 会

委員委嘱

付議書伝達

鈴木副市長挨拶

会議録の公表について

- ・本日の会議録は、審議会運営規程第9条第4項に則り、豊田市のホームページ、市政情報コーナーにおいて一般公開

今審議会の出席状況及び審議会成立条件の報告

- ・19名の委員のうち、16名が出席
- ・審議会条例第6条第3項の規定による「2分の1以上」の出席であるため、審議会は成立

会議録署名者の指名

- ・会議録署名者 栗田雅貴委員、河木照雄委員

議案審議

付議事項 豊田都市計画生産緑地地区の変更について

内容説明

<生産緑地地区の概要>

- ・生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地などを保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度である。
- ・豊田市の生産緑地地区は、旧豊田市域で平成4年12月、旧藤岡町の区域で平成22年4月に指定されている。

<生産緑地地区の指定要件>

- ・1つ目は、市街化区域内に存在する農地であること。2つ目は、公害又は災害の防止や良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地に供する土地として適していること。3つ目は、面積が一団で500㎡以上の農地であること。4つ目は、農業の継続が可能な土地であること。

<生産緑地地区に指定した場合>

- ・建築物の建築や宅地造成等の行為について、制限がかかる。
- ・課税制度上は、市街化区域内農地の宅地並み課税から、一般農地としての農地に準じた課税となる。
- ・農業支援として、市や農業委員会から管理のための必要な助言等を受けることができる。

<生産緑地地区の除外要件>

- ・1つ目は、地権者からの「買取申出」による場合。2つ目は、道路や公園などの公共施設等として市等の地方公共団体が取得した場合。3つ目は、前述の理由により除外されたことにより、一団の面積要件を満たさなくなった場合。
- ・「買取申出」を行う要件とは、生産緑地地区の指定後30年が経過した場合と、主たる農業従事者の死亡又は故障により、農業の継続が不可能となった場合である。
- ・豊田市では平成17年度合併以前の旧豊田市であった7地区において、令和4年12月をもって指定から30年が経過している。

<生産緑地地区の変更内容>

- ・変更前は、団地数が243団地、面積が約33.4haであったが、今回の変更で、団地数は234団地、面積は約31.3haとなる。
- ・変更内容の内訳としては、「団地のすべての生産緑地を除外するもの」は9団地で面積は約1.8ha、「団地の一部の生産緑地を除外するもの」は5団地で面積は約0.2ha、「その他」については表示のみを変更するもの。

<解除面積の変更理由内訳>

- ・今回の変更理由のうち、生産緑地が解除される面積について「指定後30年経過したもの」が最も大きく7団地、面積は10,571㎡であり、解除面積の約半分（52.3%）を

占める。次いで「主たる農業従事者の死亡又は故障による行為制限解除によるもの」が、6 団地、面積は 9,629 ㎡で残りの約半分（47.6%）がこの理由であった。その他「公共事業による行為制限解除」は無く、「地積更正」が 1 団地、面積は 14 ㎡で解除面積の 0.1%にも満たない割合であった。

<生産緑地地区の変更例>

- ・計画図において、市街化区域の境界を赤色の線で表記し、既存の生産緑地地区を緑色、今回除外する生産緑地地区を黄色で着色している。また、各生産緑地地区の上に記された数字は団地番号を示している。
- ・例として示している 1-130 団地は生産緑地に指定後 30 年を経過したことを理由に買取申出が提出され、行為制限が解除されたもので、団地の一部を除外するものである。
- ・当該団地について、行為制限解除後の現地写真を見ると、アパート（共同住宅）として土地利用されたことがわかる。
- ・別の箇所の例として示している 8-3 団地は主たる農業従事者の故障を理由に買取申出が提出され、行為制限が解除されたもので、団地のすべてを除外するものである。
- ・当該団地について、行為制限解除後の現地写真を見ると、店舗の建設中であることがわかる。

<縦覧結果と今後の都市計画決定手続>

- ・令和 8 年 2 月 18 日から 3 月 4 日まで、都市計画の案の縦覧を、豊田市都市計画課窓口及びホームページにて実施し、窓口での縦覧は 0 件、ホームページでの縦覧は 52 件であり、意見書の提出はなかった。
- ・本日の審議会を経たのち、愛知県への協議、回答を受け、令和 8 年 5 月に都市計画決定告示を予定している。

以上

質疑応答

○石川（敏）委員

- ・前回の生産緑地変更の議案も同様に採決されているが、議案ということは過半数の人が反対したら否決ということにできるのか。しかし、現地には既に建物が建っている。今回の採決、議案として議論する意味があるのかわからない。

○事務局

- ・生産緑地法に基づく手続きであり買取申出が提出されると 3 か月以内に行為制限が解除される。それとは別に都市計画法による変更について今回確認している。

○石川（敏）委員

- ・確認した結果、不備などが見つかったらどうなるのか。ここに上げる議案として正しいのか。もっと違う議論をすべきでは。決まったことを議論しても仕方ないのではないか。

○嶋田会長

- ・生産緑地法における行為制限の解除後に、都市計画法上でも同解除を認めるための審議であり、生産緑地の行為制限解除の是非を検討する場ではない。

○石川（敏）委員

- ・それは報告事項ではないのか。

○嶋田会長

- ・法制度でそうになっている。本来は買取申出時に検討委員会で検討をすべきなのだが、そのようなものはない。

○石川（敏）委員

- ・良いか悪いかを誰が決めているのか。

○嶋田会長

- ・フローに従って進めている。農業をやりたい人にも声をかけるし、市の庁内でフローに従って進めている。

○石川（敏）委員

- ・言っていることはわかる。事前に資料をいただいたので現地を確認したら既にビルが建っているのにこの場で何を議論するのか。前日も同じことだった。

○嶋田会長

- ・買取申出がバラバラに提出されるため1件ずつ検討委員会をやることはできない。

○石川（敏）委員

- ・言う事はわかるが議案ではなく報告事項として別の議論をしたほうが良いのでは。

○事務局

- ・買取申出が市に提出されると、買い取るか否かの判断をする。買い取らなかった場合は、農業委員会等が、当該農地を斡旋する。その斡旋が不成立となった時は、買取申出から3か月後に『行為制限の解除』がされる。その後「都市計画の変更」の手続きをおこなう。法制度上手続きとして都市計画の変更自体が審議会を経ての変更なので報告ではなく審議としてあげている。

○嶋田会長

- ・生産緑地の面積が変わることに対する審議であるということ。

○事務局

- ・2つの法律があり、まず、都市計画法で生産緑地の指定をする。指定すると生産緑地法で農地として行為の制限がかかる。行為の制限解除は生産緑地法の正しい手続きをとれば都市計画上生産緑地に指定されたままでも行為の制限は解除されるので、農地として使わなくても良い状態になるという法律上の建て付けになっている、後から追いかける形になっているが行為制限解除をした箇所は都市計画上も解除しなくてはならないため都市計画法の変更をする必要がある。議案を上げる段階ではすでに土地利用がなされていることもあるが、都市計画としては残しておくわけにいかないから議案を上げて解除することに承認いただく必要がある。

○石川（敏）委員

- ・制度上の建て付けの話も分かったが、審議会の議論にはなっていない。承認だけでよければ5分ぐらいで説明すればよく、大事なことは他都市に比べてどうだとか市はそれに対してどう考えるかなど今後に対し意見を言うていくことが大事ではないか。

○嶋田会長

- ・今言われたように今後に対し意見を言うてもらうのはいいこと。承認するだけになってしまうので今後に対し意見を言うていただくような会はよい。

○石川（敏）委員

- ・承認するにあたり他都市に比べてどうだとか過去の10年ぐらいの履歴だとか見せていただいて次回からそのような報告にしていだけないか。

○事務局

- ・次回からご意見を踏まえて行方。生産緑地の推移として平成4年に指定された時は約93haだが今回約31haとなり、30数年で約60ha減ってきている。

○石川（敏）委員

- ・生産緑地が減ってきているということについては問題ないか。

○事務局

- ・都市内の重要な緑地としては捉えているが、他に公園整備が充実しており生産緑地を公園がカバーしていると捉え、支障ない箇所は解除している。

○石川（敏）委員

- ・全国平均、愛知県平均はどうか。

○事務局

- ・資料がないので調べさせていただく。

○石川（敏）委員

- ・ぜひ教えてほしい。

○嶋田会長

- ・指定の30年経過して特定生産緑地指定の割合は。

○事務局

- ・今回、生産緑地面積は約31haとなるがそのうち特定生産緑地は約28ha。

○嶋田会長

- ・30年経過後に継続して10年続ける方は結構な割合でいる。他都市での審議会では7から8割が30年経過後も続けている。豊田市はそれより少し多い感じか。

○事務局

- ・30年経過時点で特定生産緑地にするかしないかを地権者に確認している。令和4年だが特定生産緑地に指定したのは生産緑地全体の約7割であった。これに対して愛知県全体では約8割となっており、豊田市は愛知県と比較すると少ない。

○杉山委員

- ・市街化区域の中に残っている雑草地、緑地をできるだけ有効に活用できるように法律

の変更に基づいてやることにより市の活性化につながるという基本的なポリシーを持ってやっていると解釈している。緑地確保により市街化と緑地帯のバランスがとれて市の魅力が増す、有効な土地活用が増えるということを目指してやっているという大前提はないか。

○事務局

- ・市街化区域の農地や緑地は重要と考えており、そのうちのひとつの手法として生産緑地がある。そのほか都市公園、都市緑地、緑道は市で整備しており、そのような市が整備するもの、また都市計画として指定していくものの両輪で都市の魅力を高めていくことが必要と考えている。そのうち他でも代替え機能が確保されている生産緑地については市として今回のように都市計画を変更している。

○嶋田会長

- ・都市農地は一定の保水機能をもっているので市街化はできるけど別の懸念が出てくるのでバランスが必要と考える。生産緑地が減っていく状態なのでそれに対し意見が聞きたい。今回ではないが街区公園だと 2500 m²、それより大きな箇所についてはどのように判断して買い取りをしなかったか理由を聞きたい。

○事務局

- ・例えば今回、1-181 が約 4000 m²と大きな土地がある。山之手公園が近くにあるが誘致距離（歩いていける距離）の中に生産緑地があるためその機能を山之手公園で代替えが可能ということで解除をする。

○嶋田会長

- ・市がそのように判断をされたということ。

○吉村委員

- ・近年、気候変動が厳しい状況になっているが生産緑地の機能も大切である。

○事務局

- ・ご意見として承る。

○嶋田会長

- ・市が買い取り、市が市民農園として活用する方法もある。名古屋市では畑をやりたい人がいる。生産緑地は減少していく一方なので、豊田市でも活用できるといいと思う。まだ街区公園が点在していて保水、排水的に問題なければいいのだが、ヒートアイランド現象もあるので今後を考慮していかななくてはならない。ぜひ検討をお願いしたい。今回、制限解除されたのはいつか。

○事務局

- ・今回、制限解除されたのは令和 6 年 9 月から令和 7 年 9 月までが対象。

○嶋田会長

- ・1 年前なので活用の進んでいるところもあるということか。今回の意見を踏まえて今後、買い取りの判断をしていただきたい。

○嶋田会長

- ・第1号議案 採決→全員賛成 原案通り承認

報告事項 豊田市土地利用関連計画の改定状況について

内容説明

<都市計画マスタープラン>

- ・検討状況について、令和9年3月の計画公表に向けて、調整を進めている。
来年度は、地元説明会・パブリックコメント等の住民への意見聴取を実施、その後は最終調整をしたうえで、11月に都市計画審議会への諮問、12月に議会の議決を経て、3月に公表する予定である。
- ・まず、都市計画マスタープランの概要について報告する。
都市計画マスタープランの対象は、都市計画区域である「豊田地区」及び「藤岡地区」の区域となる。目標年次は、2050年の都市の姿を展望しながら、計画期間としては、2027年4月から2037年3月の10年間となる。
- ・続いて「将来都市像」及び「都市づくりの目標」について、豊田市第9次総合計画では将来都市像を「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」としている。
この将来都市像の実現に向けて、都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標として「さまざまな都市機能・生活機能が便利に使い、快適に暮らせる都市づくり」、「都市間・拠点間の交流を促進し、魅力やにぎわいを創出する都市づくり」、「産業中枢都市として持続的な発展を続ける都市づくり」、「安全で安心して暮らし続けることができる都市づくり」、「都市と自然が調和し、環境にやさしい都市づくり」の5つを設定している。
- ・続いて「土地利用構想」は、豊田市第9次総合計画がめざす将来都市構造「拠点連携型都市」の実現に向けて、都市基盤の整備状況及び施設の立地状況を踏まえて、土地利用の基本的な考え方を示すものである。
- ・「拠点連携型都市」は、地域の特性に応じた都市機能や居住を集積・集約していくところを「拠点」とし、それらを鉄道や基幹バスといった公共交通や道路の「ネットワーク」で結ぶことにより、拠点間の相互連携を強め、一体的な都市を形成するという考え方である。
- ・この「拠点連携型都市」の実現に向けた土地利用として、都市計画マスタープランでは

「ハイブリッド型土地利用」を推進する。

具体的には、「拠点集約型土地利用」を図るとともに、拠点周辺以外の幹線道路沿道に立地する既存の都市機能や生活機能を有効に活用するとともに、「幹線道路沿道型土地利用」を維持し、これらを適正に組み合わせた土地利用を推進する。

- ・「土地利用構想」は、「ゾーン」、「拠点」、「ネットワーク」、「エリア」に区分される。

まず、「ゾーン」について、都市計画区域における土地利用として、3つのゾーンに区分している。

「市街地ゾーン」は、既存の都市基盤や都市機能の維持・確保を基本とし、鉄道等の公共交通の利便性向上、土地利用の高度化、低未利用地の有効活用等を進める。

「田園・都市共生ゾーン」では、優良農地の保全、「里山・都市ゾーン」では、都市近郊の農地や森林等の保全・育成を基本としながら、インターチェンジ周辺など既存ストックを生かした産業集積等の計画的な土地利用の誘導を図る。

- ・続いて「拠点」について、「都心」では、豊田市駅及び新豊田駅を中心とする地区について、拠点連携型都市の中核にふさわしい高水準の都市的サービスを楽しむよう、多様な機能を高度化・複合化し、暮らし機能や居住の更なる集積を図るとともに、交通結節機能の強化を推進していく。「産業技術拠点」では、トヨタ町周辺の地区について、世界をリードする産業技術の中核として、基幹産業の更なる強化と生産・研究機能の高度化を推進するとともに、高い生活利便性を生かした暮らし機能や居住の集積を図る。

「都市拠点」では、主要な鉄道駅周辺等である土橋、梅坪、若林、上郷、高橋、猿投、浄水、の計7か所にて設定しており、生活利便性や交通利便性の高さを生かした拠点として、鉄道やバス等の高水準の交通サービスの確保に併せて、暮らし機能や居住の集積・維持を図る。「生活拠点」では、松平支所及び藤岡支所周辺について、地域自治区における拠点として、暮らし機能や居住を維持・誘導するとともに、関係人口の創出を始め、地域資源を生かした特色あるまちづくりを推進する。

- ・続いて「ネットワーク」について、ネットワークは人々の移動に関連するものとして、公共交通と道路に区分している。

「公共交通」は、鉄道及び基幹バスによる拠点間の連携を引き続き強化しつつ、周辺の交通は、自助・共助・公助の考え方の下、多様な移動手段の組合せによる取組を推進する。

また、リニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋へのアクセス性の向上を図るため、鉄道強化軸における鉄道機能の強化を促進する。「道路」は、都市間・拠点間の暮らし機

能の連携や交流促進、産業の強化、拠点へのアクセス性の向上等に資する道路網の形成を図る。また、災害時における安全で確実な移動を確保するため、道路防災機能の強化を図る。

- ・続いて「エリア」について、居住や産業を集積・集約させる場所として、2つに区分しています。

「産業誘導エリア」では、主要なインターチェンジ周辺や大規模工場周辺等において、産業の集積・強化に向け、計画的に新たな産業用地の供給を図るとともに、生産機能に加え、研究・開発機能の誘導を推進する。「えきちか居住誘導エリア」では、将来にわたって安全で快適な市街地の形成を図るため、都市間のアクセスや市内の円滑な移動における鉄道の強みを最大限に生かす。その中でも、「重点居住誘導駅」を中心に多様な主体による宅地の供給や暮らし機能の集積を進めるとともに、交通結節機能の強化を図り、鉄道沿線への居住の誘導を推進する。

- ・「都市づくりの方針」は、土地利用構想を受けた各分野の方針である。

まず、「土地利用の方針」について、「住宅地・住環境の方針」では、ハイブリッド型土地利用を図るため、都心や産業技術核、拠点地域核といった核周辺における居住促進や都市機能等の集積とあわせ、既成市街地における居住の維持や生活機能等の確保を図る。「商業・業務地の方針」も「住宅地・住環境の方針」と同様、都心や産業技術拠点での商業・業務機能の強化だけでなく、郊外における幹線道路沿道における機能の維持を図る。「工業地の方針」では、産業技術拠点における基幹産業の生産・研究・開発機能の高度化を図るほか、産業の多角化や高度化の促進のため、次世代自動車分野を始めとした重点産業分野等の誘導のための受け皿として、産業用地確保を図る。「自然的土地利用の方針」では、農地・山林・緑地の適正な管理、維持保全により、自然地が有する多面的な機能の確保を図る。

- ・続いて「都市施設整備の方針」について、「道路・公共交通網の方針」では、道路については、広域交流を支える道路ネットワークの形成に向けて、都市間や拠点間をつなぐ骨格となる道路の機能強化を図るとともに、交通の機能分化や身近な道路の安全対策など、交通事故の削減に向けた取組を推進する。また、新たな視点として「道路空間の柔軟な活用」や「道路ネットワークの最適化」を追加している。公共交通網については、鉄道については、特に名鉄三河線南部の速達化の促進を図る。また、基幹バスは、人の動きや様々な施設立地の状況から、効率的で利便性の高いネットワークを構築する。一方、郊外部を中心に基幹バスを補完する多様な移動手段による地域内移動の確保を図る。
- ・2つ目は、「都心施設の方針」について、都心では、都心環境計画のもと、「誰もが来

街したくなる魅力的な拠点、選ばれる都心」を目指し、都心の再整備を推進してきており、次期計画期間に整備を完了する予定であることから、活用の視点や、整備してきた拠点間を中心に回遊性を向上させることにより面的に都心の魅力向上を図る。

- ・ 3つ目は、「公園・緑地の方針」について、都市公園や緑地における大きな事業として、豊田スタジアム隣接地における「中央公園」の整備や、毘森公園の再整備がある。また、区画整理地では、街区公園の整備を行う。また、道路と同様に、新たな視点として「公園・緑地の最適化」を加えている。
- ・ この他、「下水道・河川の方針」や「その他都市施設等の方針」があり、「下水道・河川の方針」では、河川改修や農地の保全等による雨水流出抑制など、あらゆる関係者が共働して流域全体で水害を低減する「流域治水」の取組を推進するとともに、気候変動の影響による降雨量の増加分を見込んだ浸水対策を促進する。「その他都市施設等の方針」では、駐車場の最適化・活用、美術・博物館周辺整備、供給処理施設等の適切な時期での更新を図る。
- ・ 続いて「都市防災の方針」では、大規模自然災害等に備え、安全で安心して暮らし続けることができる都市づくりを目指す。中でも、道路については、災害発生時の迅速な救急救命活動や物資輸送のため緊急輸送道路を指定し、無電柱化・耐震化及び老朽化対策を行うことにより、災害時における輸送ルートの強化を図る。上下水道については、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けて耐震化を推進する。また、災害時において、生活用水を供給するための拠点給水施設等の整備を推進する。
- ・ 最後に「景観形成の方針」では、景観計画による魅力ある景観づくりを図る。

<緑の基本計画>

- ・ 緑の基本計画の概要から説明する。
計画の対象区域は、都市計画区域である「豊田地区」及び「藤岡地区」、計画期間は、2027年4月から2037年3月の10年間となる。
- ・ 豊田市の緑の課題については、「都市環境の改善」、「緑の質の向上」、「緑に関する担い手の確保」の3点が主な課題となっている。
- ・ 主な課題を踏まえ、めざすべき緑の姿を「つながりを生み まちと人に多様な豊かさをもたらす とよたの緑」と設定し、主な課題に対応するため、「たかめる」、「つなげる」、「まもる」、「そだてる」、「いかす」の5つを基本方針として位置付け、緑と共生した魅力的なまちの実現を目指す。
- ・ 各地域の保全と創出の方針について、本市は広大な市域の中に多彩な緑があるため、各

地域の特色をいかした緑の保全・創出を図る。

- ・市街地ゾーンでは、都市環境の質の向上、生態系の保全、気候変動への対応及び都市景観の確保のため、緑の保全・活用を図る。都心においては、にぎわいの創出、回遊性の向上及び良好な都市景観の創出に向け、公園整備、道路緑化及び民有地の緑化等を推進し、緑とオープンスペースの確保・利活用を図る。
- ・田園・都市共生ゾーンでは、居住環境と田園環境の共生を図りつつ、特に優良農地については、生産基盤として維持するとともに、地域に応じた農業振興を図る。
- ・里山・都市共生ゾーンでは、里山の環境維持、生態系の保全、水害・土砂災害の防止等、多面的・公益的な機能を確保する。また、重要な緑については、緑地の保全に関する制度の活用を検討するなど、持続可能な管理・保全を図る。
- ・森林環境ゾーンは都市計画区域外であり、本計画の対象ではないため参考になるが、水害・土砂災害の防止、水源涵養、生態系の保全等、多面的・公益的な機能を有する豊かな自然環境の保全・育成を図る。
- ・緑の骨格構造について、「緑の環境都市軸」、「緑の環状軸」、「河川環境軸」といった構造を明確にすることで、水と緑との調和が図られた都市を実現する。
- ・1つ目の軸として、市街地にうるおいとやすらぎを与える重要な緑を「緑の環状軸」として位置付け、中央公園・毘森公園などの緑の拠点と、それらを結ぶ緑道等の整備を推進し、都市環境の改善、良好な都市景観の形成、防災機能、レクリエーション機能の確保を図る。
- ・2つ目の軸として、毘森公園から中央公園に至るまでの東西の緑の軸を「緑の環境都市軸」として位置付け、公共空間の緑化や、民有地の緑化への助成制度等により、都心の魅力向上に資する緑の保全・創出を図る。
- ・3つ目の軸として、矢作川など主要な河川とともに身近な河川を「河川環境軸」として位置付け、ゾーンや拠点となる緑を河川で放射状につなぐことで、生態系ネットワークとしての役割や多面的な機能の維持・向上を図る。
- ・次に、施策の考え方について、「たかめる」「つなげる」「まもる」「そだてる」「いかにす」の基本方針毎に整理するとともに、特に重点的に取り組んでいく施策を「重点プロジェクト」として位置付け、市民、企業、各種団体等との連携を図りながら、めざすべき緑の姿を実現する。
- ・具体的な施策について、次期計画では、主な課題を踏まえ、「公園・緑地の利活用の促進」、「都心の魅力向上」、「水と緑のネットワークの強化」を重点プロジェクトとして位置付ける。

- ・重点プロジェクト1つ目、「公園・緑地の利活用の促進」は、公園・緑地の持つポテンシャルを最大限発揮し、まちの拠点としての活用を図ること、「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設補修・更新を行うこと、生物の生息環境や生態系ネットワークとしての役割を確保しつつ、自然の多様な機能をグリーンインフラとして活用することの3点を施策方針としている。
- ・これらの施策方針に基づく具体的な施策として、施策①他の施設と連携した総合公園の柔軟な活用、施策②身近な公園・緑地などの活用、施策③民間活力導入の推進 を設定し、公園・緑地の利活用の促進により、施設の魅力向上や賑わい創出、緑の質の向上を図る。
- ・重点プロジェクト2つ目、「都心の魅力向上」は、公園や緑地の整備・活用や歩行空間の快適性向上により、都心の魅力向上を図ること、環境改善や良好な景観形成のため、公共空間の緑化、助成制度の活用等により民有地緑化の促進を図ることを施策方針としている。
- ・これらの施策方針に基づく具体的な施策として、施策①にぎわいの拠点となる総合公園の整備推進、施策②都心の緑化及びオープンスペースの創出・活用、施策③矢作川河川環境の整備・活用、施策④民間活力導入の推進、を設定し、都市環境の改善や都心の魅力向上を図る。
- ・重点プロジェクト3つ目、「水と緑のネットワークの強化」は、都市と郊外の緑を、緑の骨格構造である「河川環境軸」及び「緑の環状軸」でつなぎ、生態系ネットワークとしての役割や多面的な機能の維持・向上を図っていくことなどを施策方針としている。
- ・施策方針に基づく具体的な施策として、施策①矢作川河川環境の整備・活用、施策②身近な河川の整備・活用、施策③枝下緑道の整備・活用、施策④民間活力導入の推進、を設定し、水と緑のネットワークの強化を図る。
- ・続いて、基本施策の方針「たかめる」については、拠点となる公園の整備・活用、身近な公園・緑地などの整備・活用、民有地の緑化の促進、公共施設等の緑化の推進により、緑の質の向上や効果的な緑の創出を図る。
- ・「つなげる」については、豊かで快適な街路空間の整備・管理、自然にふれあえる水辺空間の整備、緑のネットワークの充実により、緑の連続性を確保し、生態系ネットワークや多面的機能の維持・向上を図る。
- ・「まもる」については、都市近郊林など既存の緑、優良な農地、湿地・ため池の保全により、今ある緑を未来に向けて守っていく。
- ・「そだてる」については、水と緑を守り育む意識づくりにより、緑の担い手を育成する。

- ・「いかす」については、たかめた緑、つなげた緑、守った緑をいかし、そだった担い手が活躍することにより、緑への愛着・誇りを育て、地域の活力を創出する。

以上

質疑応答

○野澤委員

- ・緑の環状軸は、枝下緑道と平行して枝下用水が流れているが、緑の基本計画としての枝下用水の位置付けについて伺いたい。

○事務局

- ・枝下用水と緑道が平行して走っており、緑の環状軸としては緑道だけでなく用水もセツトで捉えている。

○野澤委員

- ・今後は緑を「いかす」視点が重要であると考えている。この点において、今後の整備を見込む毘森公園・中央公園に対する P-PFI など民間活力導入の考え方について伺いたい。

○事務局

- ・中央公園については、その一部区域で民間活力を導入した整備を進めており、利便性向上を図っていく。また、毘森公園についても、民間活力導入も含めた再整備の検討を進めていく。

○石川（敏）委員

- ・名古屋へのアクセス性向上の方向性を持つ中で、名古屋駅～豊田市駅間の高速バスは廃止、中部国際空港～豊田市駅間の高速バスは便数が減っており、アクセス性は悪くなっている印象がある。その中で、どのように広域のアクセス性を高めていくのか、考えを伺いたい。名鉄三河線の「速達化」とは、どのような手法なのか伺いたい。

○事務局

- ・名古屋駅～豊田市駅間の所要時間（1時間）を短縮していく。具体的には本線と三河線の直通化や優等列車の導入などを想定し、鉄道事業者へ働きかけている。

○石川（敏）委員

- ・駅自体にも問題を感じている。花火大会やサッカーの試合等のイベント時において、駅構内及び周辺の混雑がひどく、電車に乗るまで相当の時間を要する場合もある。そこに対する対策はあるか。

○事務局

- ・都心では駅舎整備の中で混雑の解消を進めていく。これまでは、今年開催予定のアジア大会に向けて整備を進めてきており、その後も、解消に向けた取組を進めていく。

○石川（敏）委員

- ・冒頭に副市長から話があったような人口減少に対する施策のポイントを再確認したい。

○事務局

- ・これまでは市街地の拡大。今後は拡大ではなく、総合計画にも掲げているとおり、それぞれの拠点の価値を高めていく。当面は周辺の土地利用の転換を図りながら居住誘導を進める。

○山岡委員

- ・緑の基本計画において、人づくりの視点は重要であると考えている。担い手の確保策として想定するものがあれば伺いたい。

○事務局

- ・担い手に関する課題として、担い手の高齢化にともなう世代交代の難しさがあることはこれまでに把握してきた。次世代の環境に関する意識向上に向けて、農地、森林や公園の場を生かして環境学習などを開催しながら、意識を醸成する環境を整えていきたい。

○山岡委員

- ・今回は概要資料ということで、都市計画マスタープランにおいては、担い手に関する記述はないが、本編上では視点として触れていくのか。

○事務局

- ・今回の資料にはないが、その視点は重要なので、本編では触れていきたい。

○石川（良）委員

- ・副市長のあいさつの中で大規模な産業用地の創出を予定している話があったが、それはどのあたりか。都市計画マスタープラン上でも表現されているか。

○事務局

- ・土地利用構想では、貞宝町周辺の大規模既存工場周辺を産業誘導エリアの一つと位置付けており、今回予定されている開発を見込んで、市街地ゾーンとして設定をしている。

○石川（良）委員

- ・かなり大規模な土地利用転換となるが周辺道路への支障はないか。

○事務局

- ・立地する施設は多くの従業員数を予定しており、自動車を中心とした通勤が想定されるため、南北バイパス整備等の進捗との調整や、その他関係機関と協議しながら進めている。

○石川（良）委員

- ・土地利用転換とともに周辺道路の機能強化の検討について同時に進めていかれるとよい。

○杉山委員

- ・都市計画マスタープランと緑の基本計画の関係性について伺いたい。都市計画マスタープランから独立した計画は緑の基本計画だけか。他の計画で独立したものがあるか。緑の基本計画だけが特出しされている背景を教えてください。

○事務局

- ・都市計画に関わる主な計画として、住宅マスタープラン、都市交通マスタープラン、上下水道ビジョンなど、分野別に個別具体的な計画がある。

○吉村委員

- ・都市防災の方針について、豊田市は豊かな環境がある一方で、災害時には注意しなければならない地形的な特徴も有している。このことへの対策はしっかりされてきていると感じているが、どういうところが今後のポイントとなるか。

○事務局

- ・市街地内のオープンスペースの確保や、ネットワークの確保が大切であると捉えている。

○吉村委員

- ・公園緑地の管理者が実際の災害時にうまく動きが取れなかったとのことでも耳にするので、各施設管理者が有事にも円滑に対応が図れるような仕組み作りも大切である。

以上

（閉会時間 午前 11 時 00 分）